

放課後児童クラブみちくさ運営規程

学校法人 中山学園

放課後児童クラブみちくさ

放課後児童クラブみちくさ運営規定

(事業の目的)

第1条 学校法人中山学園（以下「事業者」という。）が設置する放課後児童クラブみちくさ（以下「事業所」という。）において実施する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。
- 2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。
- 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 前4項のほか、児童福祉法及び佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月30日佐野市条例第33号）その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 放課後児童クラブみちくさ
- (2) 所在地 栃木県佐野市赤見町2041番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数（※通常平日の配置数）及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 2名
放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。
- (2) 補助員 1名
補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間等)

第5条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

ア 原則として月曜日から金曜日及び第2・第4土曜日とする。

イ 開所日数は1年につき250日以上とする。

(2) 事業所の開所時間

ア 小学校の授業がある日 午後2時00分から午後6時00分まで

但し、利用者の保護者の届け出があった場合、午後6時30分まで開所する。

イ 土曜日 午前8時00分から午後4時30分まで

但し、利用者の保護者の届け出があった場合、午後5時まで開所する。

ウ 小学校の授業の休業日 午前8時00分から午後6時00分まで

但し、利用者の保護者の届け出があった場合、午後6時30分まで開所する。

(3) 年間の閉所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 8月13日から8月16日までの日

エ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

オ 毎月第1、第3、第5土曜日（前号に掲げる日を除く）

カ あかみ幼稚園の行事（保護者会活動、ファミリー保育体験日、運動会、あきまつり、キッズフェスティバル等）のある土曜日

キ その他、重大災害や事故、集団感染症が発生した場合

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が特に必要があると認めた場合には、臨時に開所日を閉所に、閉所日を開所にし、また開所場所の変更をすることができる。
このことについては、事前に利用者の保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供

第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者への支援の提供を行う。

(2) その他支援に係る行事等

- 2 前項に定めるもののほか、下校時刻が16:00までにおける、城北小学校・あその学園から事業所への利用者の送迎を行うものとする。但し、雷雨などの悪天候により、引き渡しの下校になった場合は送迎を中止する。
- 4 小学校の長期休業中及び土曜日における昼食は、給食を提供する。

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。

(1) 保育料 月額 12,000 円

市から「民間放課後児童クラブ利用者負担軽減交付金」月額 2,000 円の交付を受けるため、保育料の負担額は月額 10,000 円とする。

学校の長期休業日の利用における追加保育料を負担するものとする。負担額は以下の通りとする。

4月 1,500 円 7月 2,400 円 8月 5,100 円 1月 600 円 3月 1,500 円

土日祝日以外の学校の休業日で午前中から利用の場合 300 円

兄弟が同施設を利用している家庭については、年長の利用者の保育料を上記の保育料から 2,000 円減額する。ただし、減額は一世帯あたり 2,000 円までとする。

(2) 送迎を利用する場合は送迎費を負担するものとする。負担額は以下の通りとする。

送迎費 2,000 円/月

臨時送迎費 300 円/回

(3) 学校の長期休業日の利用における昼食費及び土曜日の利用における昼食費・おやつ費を負担するものとする。負担額は以下の通りとする。

昼食費 460 円/回

おやつ費 150 円/回

(4) 延長保育料金

ア 月間 無料

平日及び長期休業中午後 6 時 00 分から午後 6 時 30 分まで、土曜日午後 4 時 30 分から午後 5 時 00 分までの利用について、就労証明書の記載事項と勤務先から事業所までの所要時間を考慮し、利用の決定をする。

イ 臨時 500 円/30 分

平日及び長期休業中午後 6 時 00 分から午後 6 時 30 分まで、土曜日午後 4 時 30 分から午後 5 時 00 分までの利用における負担額とする。

(5) 安心料金 500 円/1 回

平日及び長期休業中午後 18 時 30 分から、土曜日午後 5 時 00 分からの利用における負担額であるが、延長保育料金ではなく、利用者の保護者が安心して迎えに来るための負担額とする。

(6) 傷害保険料 年額 800 円

利用を開始した日に関わらず、その年度における負担額とする。

(7) その他

教材費、プログラム参加費用等については、実費相当額を負担することとする。

2 前項の費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者からの同意を得なければならない。

3 事業者は、第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し交付するものとする。

4 利用者の保護者は、前項の費用を事業所が指定する日に、口座振替の方法により納入するものとするほか、事業者の指定する方法で納入するものとする。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は、原則として40名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐野市立赤見小学校・城北小学校・あその学園区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が欠席をする場合には、メール・電話・その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (2) 学校の下校時刻確認し、事業所へ届け出ること。
- (3) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。
- (4) 感染症の発生により学級閉鎖となった場合は、その学級に所属する利用者に感染がない場合でも休所しなければならない。
- (5) 利用月の申込締切日までに、利用日を届け出ること。
- (6) 小学校の長期休業日に利用する場合は、利用月の申込締切日までに、利用日と併せて給食を申し込むこと。
- (7) 延長保育(臨時)を利用する場合には、電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (8) 就労状況や家庭状況に変更があった場合には、速やかに事業所へ届け出ること。
- (9) 退所及び休所する場合には、退所及び休所月の前月10日までに事業所へ届け出ること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。
- 3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害の対策)

第 12 条 事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(苦情解決の窓口)

第 13 条 事業所は、その行った支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(個人情報保護)

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、職員の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。

3 事業所は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人中山学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

